

気候非常事態宣言に関する決議

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活にまで及んでおり、世界全体が危機的状況になっている。これに対し、国内外の自治体や企業が地域や自社で地球温暖化対策に取り組む動きも活発化している。

2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2度未満」とする目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO2の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。

こうした目標の達成に向け、国は「2050年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を首長自らが又は地方自治体として表明した自治体」を“ゼロカーボンシティ”とし、国内外に発信している。2019年に「ゼロエミッション東京」を発表した東京都をはじめ、全国の多くの自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している。

首都機能としての立法、司法、行政の三権及び経済・金融の中心地である千代田区はこの動きに呼応し、環境保全と経済成長の調和を考えるとともに、今後の気候変動対策をリードしなくてはならない。

よって、千代田区議会は千代田区が下記のような国際基準を踏まえた「気候非常事態」を宣言し、先駆的な取り組みを行うよう強く求める。

- 1 気候変動の危機的状況にすでに直面していることを区民に周知すること
- 2 2050年度を目標年度とした「ゼロエミッション千代田」を推進すること
- 3 緑や水辺を活用したエネルギー消費が少ないまちづくりを推進すること
- 4 気候変動の「緩和」と「適応」の推進策を立案、実施すること
- 5 各行政機関・関係諸団体等と連携した取り組みを区民とともに広げること

以上、決議する。

令和2年6月25日

千代田区議会